

第六十八号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年十一月二十五日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の二十五」を「百分の十」に改め、同条第三項中

「百分の二十五」を「百分の十」に、「百分の十」を「百分の五」に改める。

第三十条第二項中「百分の七十」を「、六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合においては百分の六十五」に、「百分の九十」を「、六月に支給する場合においては百分の九十、十二月に支給する場合においては百分の八十五」に改め、同条第三項中「百分の三十五」と「の下に「、百分の六十五」とあるのは「百分の三十」とを、「百分の四十五」と「の下に「、百分の八十五」とあるのは「百分の四十」と「を加える。

付則第五条を削り、付則第六条を付則第五条とする。

付則第七条を削る。

別表第一を次のように改める。

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百十」を「百分の九十五、十二月に支給する場合においては百分の百」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の二十五」に、「百分の五」を「百分の十」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に、「百分の百三十」を「百分の百二十」に、「百分の七十五」を「百分の七十」に、「百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百」に、「おいては百分の六十五」を「おいては百分の六十」に改める。

第三十条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合においては百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「、六月に支給する場合においては百分の九十、十二月に支給する場合においては百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改め、同条第三項中「百分の七十」を「百分の六十七・五」に、「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に、「百分の六十五」にあるのは「百分の三十」と、「百分の九十」とあるのは「百分の四十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十」を「百分の八十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び付則第六項の規定 公布の日

二 第一条中付則の改正規定（付則第七条を削る部分を除く。）及び別表第一の改正規定並びに次項から付則第五項までの規定 平成二十三年一月一日

三 第二条の規定 平成二十三年四月一日

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 前項第二号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

3 （平成二十三年三月に支給する期末手当に関する特例措置）

幼稚園教育職員の給与に関する条例第二十七条第二項（同条第三項の規定による改正後の

り読み替えて適用する場合を含む。）、第四項及び第五項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成三年七月江戸川区条例第二十一号）第四条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあつては、第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から平成二十三年三月一日までの間に新たに職員となった者（平成二十二年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあつては、新たに職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成二十二年三月江戸川区条例第三十一号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百分の〇・三を乗じて得た額に、平成二十二年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委

員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成二十二年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の

○・三を乗じて得た額

三 平成二十二年十二月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の

○・三を乗じて得た額

4 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月一日までの間において、他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となつた者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第一号に掲げる額又は第一号及び第二号若しくは第一号及び第三号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

5 前二項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。）の平成二十三年三月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

6 付則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（説明）

特別区人事委員会勧告に伴い、幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるの
で、本案を提出いたします。

第 6 8 号議案

別表第 1（第 6 条関係）
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	144,000	159,000	293,100
	2	145,500	161,000	296,200
	3	147,000	163,000	299,300
	4	148,500	165,000	302,500
	5	150,000	166,900	305,500
	6	151,600	169,100	308,700
	7	153,300	171,300	311,700
	8	155,100	173,400	314,800
	9	156,900	175,700	317,700
	10	158,700	178,400	320,100
	11	160,500	181,000	322,400
	12	162,500	183,700	324,600
	13	164,500	186,400	327,100
	14	166,500	187,900	329,400
	15	168,700	189,600	331,700
	16	170,900	191,300	334,100
	17	173,100	193,000	336,400
	18	175,500	194,200	338,700
	19	178,000	195,200	341,100
	20	180,400	196,400	343,300
	21	182,800	197,700	345,500
	22	184,200	198,900	347,600
	23	185,600	200,100	349,600
	24	186,600	201,500	351,600
	25	187,900	202,900	353,500
	26	189,200	204,300	355,500
	27	190,600	205,600	357,500
	28	191,800	207,300	359,300
	29	193,100	208,900	361,200
	30	194,200	211,100	363,100
	31	195,500	213,500	364,900
	32	196,600	216,100	366,600
	33	197,800	218,500	368,400
	34	198,900	220,900	370,200
	35	200,100	223,700	372,000
	36	201,600	226,100	373,700
	37	203,000	228,800	375,500
	38	204,500	231,400	377,400
	39	205,900	234,100	379,100
	40	207,500	236,800	380,600

41	209, 100	239, 500	382, 400
42	210, 600	242, 200	384, 200
43	212, 200	245, 000	385, 700
44	213, 900	247, 700	387, 400
45	215, 600	250, 500	389, 100
46	217, 200	253, 400	390, 700
47	218, 900	256, 300	392, 200
48	220, 500	259, 200	393, 700
49	222, 300	262, 100	395, 300
50	224, 000	265, 100	396, 800
51	225, 500	267, 900	398, 200
52	227, 000	271, 000	399, 800
53	228, 700	273, 900	401, 200
54	230, 300	277, 000	402, 800
55	231, 900	280, 000	404, 200
56	233, 300	283, 100	405, 600
57	234, 800	286, 300	407, 000
58	236, 300	289, 300	408, 400
59	237, 900	292, 300	409, 800
60	239, 300	295, 300	411, 200
61	240, 800	298, 300	412, 500
62	242, 200	301, 200	413, 900
63	243, 800	304, 200	415, 000
64	245, 200	307, 100	416, 400
65	246, 700	309, 900	417, 700
66	248, 100	312, 300	418, 800
67	249, 600	314, 600	419, 900
68	251, 100	316, 700	421, 000
69	252, 400	319, 100	422, 000
70	253, 700	321, 200	423, 000
71	255, 000	323, 400	424, 000
72	256, 300	325, 800	425, 000
73	257, 700	328, 000	425, 700
74	258, 900	330, 200	426, 500
75	260, 000	332, 500	427, 400
76	261, 100	334, 800	428, 200
77	262, 300	336, 900	428, 900
78	263, 400	338, 900	429, 700
79	264, 400	340, 900	430, 500
80	265, 500	342, 700	431, 300

第 6 8 号議案

再任用職員以外の職員	81	266, 400	344, 600	431, 900
	82	267, 400	346, 500	432, 600
	83	268, 500	348, 500	433, 200
	84	269, 600	350, 200	433, 800
	85	270, 400	351, 900	434, 500
	86	271, 400	353, 800	435, 200
	87	272, 400	355, 700	435, 800
	88	273, 200	357, 300	436, 500
	89	274, 100	359, 000	437, 100
	90	274, 900	360, 700	437, 800
	91	275, 600	362, 300	438, 500
	92	276, 400	363, 800	439, 200
	93	277, 200	365, 200	439, 900
	94	277, 900	366, 800	440, 500
	95	278, 600	368, 300	441, 200
	96	279, 200	369, 700	441, 900
	97	279, 700	371, 100	442, 600
	98	280, 400	372, 100	443, 200
	99	281, 100	373, 400	443, 900
	100	281, 700	374, 700	444, 500
	101	282, 300	375, 900	445, 200
	102	282, 900	377, 100	445, 800
	103	283, 500	378, 300	446, 500
	104	284, 000	379, 400	447, 100
	105	284, 600	380, 500	447, 800
	106	285, 100	381, 700	448, 400
	107	285, 600	382, 900	449, 000
	108	286, 000	384, 000	449, 600
	109	286, 400	385, 000	450, 100
	110	286, 600	386, 100	
	111	286, 900	387, 200	
	112	287, 300	388, 300	
	113	287, 700	389, 300	
	114	288, 100	390, 400	
	115	288, 400	391, 400	
	116	288, 700	392, 500	
	117	289, 100	393, 300	
	118	289, 500	394, 200	
	119	289, 900	395, 200	
	120	290, 300	396, 200	

121	290, 700	397, 200	
122	291, 100	398, 100	
123	291, 500	399, 100	
124	291, 900	400, 100	
125	292, 300	401, 000	
126		401, 700	
127		402, 600	
128		403, 500	
129		404, 300	
130		405, 000	
131		405, 800	
132		406, 500	
133		407, 200	
134		407, 800	
135		408, 400	
136		409, 000	
137		409, 600	
138		410, 200	
139		410, 800	
140		411, 200	
141		411, 800	
142		412, 300	
143		412, 900	
144		413, 400	
145		413, 900	
146		414, 400	
147		414, 800	
148		415, 300	
149		415, 800	
150		416, 300	
151		416, 800	
152		417, 300	
153		417, 800	
154		418, 100	
155		418, 600	
156		419, 000	
157		419, 500	
158		420, 000	
159		420, 500	
160		421, 000	

第 6 8 号議案

	161		421, 400	
	162		421, 800	
	163		422, 300	
	164		422, 800	
	165		423, 200	
	166		423, 700	
	167		424, 200	
	168		424, 700	
	169		425, 100	
	170		425, 600	
	171		426, 000	
	172		426, 500	
	173		427, 000	
	174		427, 500	
	175		428, 000	
	176		428, 500	
	177		428, 900	
再任用 職員		215, 900	265, 900	328, 100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が 3 級である職員で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものの給料月額、この表の額に 8, 000 円をそれぞれ加算した額とする。